

過去の包括外部監査による成果事例(主なもの)【企画情報部】

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等	
				部・局	課・室			
4	H16	指摘	情報システムの経済性、有効性、効率性等	庁内LANシステム	企画情報部	情報政策課	<p>非汎用機システム共通事項</p> <p>・予算立案段階における費用対効果の分析</p> <p>・予算見積額の事項説明書や情報システム等概要説明書などに、予算段階における数値化された期待効果が明示されていない案件が多い。</p> <p>・予算見積額の事項説明書や情報システム等概要説明書など期待効果を明示する。</p> <p>また、システム構築完了後の効果の評価は、期待効果との比較で表わす。</p>	<p>平成22年度予算に関する高度情報化推進本部会議の予算審査から、効率的・適正なシステム構築の審査視点に加えて、システムの想定利用者数を確認することにより、予算段階での費用対効果を判断することとした。</p> <p>併せて、平成20年度から開始した情報システム調査において、運用中のシステムの利用者数及び運用経費の報告を求めており、各事業主管課での継続的な期待効果の比較体制をとることとした。</p>
45	H16	意見	情報システムの経済性、有効性、効率性等	情報システム	企画情報部	情報政策課	<p>電子決裁システム</p> <p>電子決裁という言葉からは事務処理の中心である支払いシステムの効率化を想定したが、支払の事務効率化利用は予定されておらず、その他の電子決裁利用においても県庁全体の利用率は低い。</p> <p>支払事務は県庁の日常の事務作業の中心を為すものであり、その作業を効率よく迅速化するためには従来のスタンプラリーの如くハンコがたくさん並ぶ決裁手続きを見直さずしてシステム導入の効果期待できる筈がない。</p> <p>莫大な投資をする以上は効果の上がる制度改革に結びつける必要があり、愛媛県が導入した文書管理を主とした電子決裁システムは費用対効果を考えれば経済性が悪く、支払承認手続きの決裁制度の見直しを検討しないままに見切り発射したことはシステム導入が時期尚早であったとも言える。文書管理だけでは経済的にもつたない。</p>	<p>監査を受けた平成16年度における電子決裁率は、本庁全体の平均で3%台と低い状態であったが、以下のような利用促進の取組み等から、平成20年度は13%(本庁のみ)、地方機関へのシステム導入を行った平成21年度も11%(本庁及び地方機関、7月まで)と向上が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20年1月 電子決裁率の低い課室に副知事通知により利用促進を指示 ・20年7月 庶務担当職員を対象としたシステム導入の趣旨や高度な利用方法に関する説明会を実施 ・21年4・5月 システムの地方機関導入に際し、システムの早期の定着を図るための説明会を3地方局2支局で実施 <p>なお、厳格な審査が必要な出納関連書類、パソコンの画面での見読が困難な大容量の文書や図面を伴う決裁、緊急・重要案件で説明を行いながら受裁を受ける決裁など電子決裁になじまないものもあるが、電子決裁が可能なものについては、事務処理の迅速化・効率化や省資源等の観点から積極的に電子決裁を活用するよう、今後も電子決裁の利用促進を図っていきたいと考えている。</p>
60	H17	意見	愛媛県の財産の管理状況について	有価証券(M社株式)	企画情報部	交通対策課	<p>協定書では各県が瀬戸大橋線の岡山、児島間の一部複線化、一部高速化事業によって受ける恩恵(新幹線接続の改善とダイヤ設定の柔軟性の向上、災害時における復旧時間の短縮、四国各県と本州間の時間短縮、電化にあたっての基盤整備等)を一定の方法により試算して、国、各県の第3セクター会社への負担額を決定し、これを出資額、貸付額、補助金に配分している。平成15年度～平成20年度までで事業整備を行い、以後当該施設の貸付を事業とすることとなっているが、事業整備後の損益の見通しが明確になっていないようである。仮にも、有価証券の取得であり、同社の将来の損益計画をきちんと把握しておく必要がある。</p>	<p>瀬戸大橋線の複線化及び高速化事業は、平成20年度に完成し、平成21年1月以降、JR西日本に当該施設の貸付を行っている。現在、施設の管理、貸付及び貸付金の返済等が主要業務となっているが、瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社から将来の損益の見通しの説明を受けており、県としては今後も適切な指導・監督を行っていく予定である。</p>